

ID: 127

担当部署: 町民環境課

処分の概要	使用許可の取消し		
例 規 名 根 拠 条 項	柴田町営墓地条例 第9条第1項		
例 規 番 号	昭和55年条例第13号		
【基準】			
第9条の規定による。 (使用許可の取消し)			
第9条 次の各号のいずれかに該当する場合は、墓地の使用許可を取消すものとする。			
(1) 使用者が許可を受けた目的以外に使用したとき。			
(2) 使用者が許可を受けた墓地を転貸したとき。			
(3) 使用者が死亡した日から2年を経過しても祭祀を主宰する者がいないとき。			
(4) 祭祀承継者及びその生計を一にする者の所在が不明で、かつ、縁故者がなく10年を経過したとき。			
(5) この条例若しくはこれに基づく命令に違反したとき。			
2 使用者は、前項第1号、第2号及び第5号の規定により使用許可を取消されたときは、その場所を原状に復し返還しなければならない。ただし、すでに納入した使用料及び管理料は、還付しない。			
3 使用者が前項の措置を行わなかった場合は、町長がこれをなし、その費用は使用者から徴収するものとする。			
備考			
設 定 年 月 日	令和3年12月28日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日